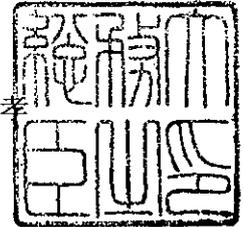


総政企第225号
平成25年12月13日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
新藤 義孝



諮問第63号
患者調査の変更について（諮問）

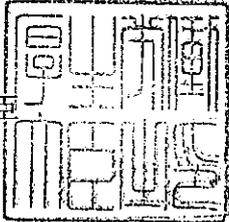
標記について、平成25年11月27日付け厚生労働省発統1127第2号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別 添

厚生労働省発統1127第2号
平成25年11月27日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づき承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

患者調査

主管部課	厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課保健統計室患者統計係
事務担当者	小倉 寿子 電話 03 (5253) 1111 内線 7517 e-mail ogura-hisako@mhlw.go.jp



別紙

申請事項記載書

1 調査の名称
患者調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国</p>	<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 <u>ただし、平成23年の調査では、宮城県の一部地域^(注)及び福島県の全域を除く。</u> <u>(注) 石巻医療圏(石巻市、東松島市及び女川町)及び気仙沼医療圏(気仙沼市及び南三陸町)</u></p>	<p>平成23年調査における対応の記述削除</p>
<p>4 報告を求める者 (1) 数 【病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、病院偶数票及び病院退院票により報告を求める病院】 約3,400(母集団約8,500) 【病院入院(奇数)票、病院偶数票及び病院退院票により報告を求める病院】 約3,200(母集団約8,500) 【一般診療所票及び一般診療所退院票により報告を求める一般</p>	<p>4 報告を求める者 (1) 数 【病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、病院偶数票及び病院退院票により報告を求める病院】 約3,400(母集団約8,700) <u>ただし、平成23年調査においては、3,319(母集団8,654)</u> 【病院入院(奇数)票、病院偶数票及び病院退院票により報告を求める病院】 約3,200(母集団約8,700) <u>ただし、平成23年調査においては、3,152(母集団8,654)</u> 【一般診療所票及び一般診療所退院票により報告を求める一般</p>	<p>母集団規模の変動に伴う変更及び平成23年調査における対応の記述削除</p>

<p>診療所】 約 1,400 (母集団約 <u>9,200</u>)</p> <p>【一般診療所票により報告を求め る一般診療所】 約 4,600 (母集団約 <u>91,300</u>)</p> <p>【歯科診療所票により報告を求 める歯科診療所】 約 1,300 (母集団約 <u>68,700</u>)</p> <p>(注) 母集団の値は、いずれも医療施設調 査動態調査の<u>平成 25 年 9 月末概数</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその 基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 (詳細 は調査票を参照) (報告を求める事項の名称は変 更なし。別添調査票新旧対照表 のとおり変更を行う。)</p> <p>6 報告を求めるために用いる 方法 (2) 調査方法 (<input type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他 ())</p>	<p>診療所】 約 1,400 (母集団約 10,400) <u>ただし、平成 23 年調査におい ては、894 (母集団 10,348)</u></p> <p>【一般診療所票により報告を求 める一般診療所】 約 4,600 (母集団約 89,300) <u>ただし、平成 23 年調査におい ては、4,981 (母集団 84,716)</u></p> <p>【歯科診療所票により報告を求 める歯科診療所】 約 1,300 (母集団約 68,400) <u>ただし、平成 23 年調査におい ては、1,273 (母集団 68,220)</u></p> <p>(注) 母集団の値は、いずれも医療施設調 査動態調査の平成 23 年 2 月末概数。 <u>また、平成 23 年調査において歯科診療 所票により報告を求める歯科診療所は、約 30 を除外。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその 基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 (詳細 は調査票を参照)</p> <p>6 報告を求めるために用いる 方法 (2) 調査方法 (<input type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他 ())</p>	<p>(別添調査票新旧対 照表のとおり。)</p> <p>オンライン調査の導 入に伴う変更</p>
--	---	---

<p>オ 上記アにおいて、紙媒体の調査票に代えて、電磁的記録媒体の郵送による提出も可能とする。<u>また、アにおける病院票については、郵送に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とする。</u></p> <p>(ア～エの内容は変更なし。)</p> <p>8 集計事項 別添の患者調査結果表一覧に掲げる事項とする。 (別添変更結果表一覧のとおり変更を行う。)</p>	<p>オ 上記アにおいて、紙媒体の調査票に代えて、電磁的記録媒体の郵送による提出も可能とする</p> <p>8 集計事項 別添の患者調査結果表一覧に掲げる事項とする。</p> <p><u>12 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）</u> <u>東日本大震災に伴い、調査計画を一部変更する。詳細については、別添のとおり。</u></p>	<p>(別添変更結果表一覧のとおり)</p> <p>平成 23 年調査における対応の記述削除</p>
---	---	--

調査計画（変更後）（案）

1 調査の名称 患者調査

2 調査の目的

この調査は、医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院及び診療所（同法第 5 条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。以下同じ。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

患者調査は、病院入院（奇数）票（別紙様式第 1 号）、病院外来（奇数）票（別紙様式第 2 号）、病院（偶数）票（別紙様式第 3 号）、一般診療所票（別紙様式第 4 号）、歯科診療所票（別紙様式第 5 号）、病院退院票（別紙様式第 6 号）及び一般診療所退院票（別紙様式第 7 号）により行う。

【病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院偶数票及び病院退院票】

病院

【一般診療所票及び一般診療所退院票】

一般診療所

【歯科診療所票】

歯科診療所

4 報告を求める者

(1) 数

【病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院偶数票及び病院退院票により報告を求める病院】

約 3,400（母集団約 8,500）

【病院入院（奇数）票、病院偶数票及び病院退院票により報告を求める病院】

約 3,200（母集団約 8,500）

【一般診療所票及び一般診療所退院票により報告を求める一般診療所】

約 1,400（母集団約 9,200）

【一般診療所票により報告を求める一般診療所】

約 4,600（母集団約 91,300）

【歯科診療所票により報告を求める歯科診療所】

約 1,300 (母集団約 68,700)

(注) 母集団の値は、いずれも医療施設調査動態調査の平成 25 年 9 月末概数

(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

医療施設基本ファイルに基づき、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出する。

なお、標本設計の詳細については、別添「患者調査抽出要綱」を参照のこと。

(3) 報告義務者

医療施設の管理者

なお、調査票の提出方法については下記 6、調査票の提出期限については下記 7 (2) のとおり。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

【病院入院 (奇数) 票】

- ① 性別
- ② 出生年月日
- ③ 患者の住所
- ④ 入院年月日
- ⑤ 受療の状況
- ⑥ 診療費等支払方法
- ⑦ 病床の種別
- ⑧ 紹介の状況
- ⑨ 来院時の状況
- ⑩ 入院の状況

【病院外来 (奇数) 票】

- ① 性別
- ② 出生年月日
- ③ 患者の住所
- ④ 外来の種別
- ⑤ 受療の状況
- ⑥ 診療費等支払方法
- ⑦ 紹介の状況
- ⑧ 来院時の状況

【病院 (偶数) 票】

- ① 入院・外来の別
- ② 性別
- ③ 出生年月日

【一般診療所票】

- ① 性別
- ② 出生年月日
- ③ 患者の住所

- ④ 入院・外来の種別等
- ⑤ 受療の状況
- ⑥ 診療費等支払方法
- ⑦ 紹介の状況
- ⑧ 来院時の状況
- ⑨ 病床の種別
- ⑩ 入院の状況

【歯科診療所票】

- ① 性別
- ② 出生年月日
- ③ 患者の住所
- ④ 外来の種別
- ⑤ 傷病名
- ⑥ 診療費等支払方法

【病院退院票】

- ① 性別
- ② 出生年月日
- ③ 患者の住所
- ④ 過去の入院の有無
- ⑤ 入院年月日
- ⑥ 退院年月日
- ⑦ 受療の状況
- ⑧ 診療費等支払方法
- ⑨ 病床の種別
- ⑩ 入院前の場所
- ⑪ 来院時の状況
- ⑫ 手術の有無
- ⑬ 転帰
- ⑭ 退院後の行き先

【一般診療所退院票】

- ① 性別
- ② 出生年月日
- ③ 患者の住所
- ④ 過去の入院の有無
- ⑤ 入院年月日
- ⑥ 退院年月日
- ⑦ 受療の状況
- ⑧ 診療費等支払方法
- ⑨ 病床の種別
- ⑩ 入院前の場所
- ⑪ 来院時の状況
- ⑫ 手術の有無
- ⑬ 転帰

⑭ 退院後の行き先

(2) 基準となる期日又は期間

【病院入院（奇数）票】

調査実施年の10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日（以下「指定日」という。）の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況

【病院外来（奇数）票及び歯科診療所票】

指定日に外来で受療した患者の指定日の状況

【病院偶数票】

入院の場合：指定日の時点で入院している患者の状況

外来の場合：指定日に外来で受療した患者の状況

【一般診療所票】

入院の場合：指定日の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況

外来の場合：指定日に外来で受療した患者の指定日の状況

【病院退票及び一般診療所退院票】

調査実施年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの状況

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

厚生労働省——都道府県——保健所——報告者（医療施設）
└保健所を設置する市・特別区┘

(2) 調査方法

（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

ア 医療施設の管理者は、患者単位で調査票を作成し、その医療施設の所在地を管轄する保健所に提出する。

イ 保健所長は、医療施設に対して調査票の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

ウ 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の保健所長から受理した調査票についてその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。

エ 都道府県知事は、管轄区域内の保健所長並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票を審査整理し、厚生労働大臣に提出する。

オ 上記アにおいて、紙媒体の調査票に代えて、電磁的記録媒体の郵送による提出も可能とする。また、アにおける病院票については、郵送に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

3年。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 調査票の配布

保健所長は、平成 26 年 9 月 1 日までに、医療施設に調査票を配布する。

イ 調査票の提出期限

- ① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。
- ② 保健所長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。
- ③ 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、保健所から提出された調査票を審査整理し、都道府県知事が定める期限までに、都道府県知事に提出する。
- ④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、平成 26 年 12 月中旬までに厚生労働大臣に提出する(具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。)

8 集計事項

別添の患者調査結果表一覧に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物(報告書)により公表する。

(2) 公表の期日

調査の結果は、調査実施年翌年 10 月に公表する。

10 使用する統計基準

傷病の集計結果の表章については、疾病、傷害及び死因の統計分類を使用する。

11 調査情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票等： 1 年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体： 永年

(2) 保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部長